

東京外環トンネル施工等検討委員会 有識者委員会

規 約

(設置)

第1条 東京外環トンネル施工等検討委員会 有識者委員会(以下、「委員会」という。)は、国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路株式会社関東支社、中日本高速道路会社東京支社が設置する。

(目的)

第2条 委員会は、トンネル構造、地質・水文、施工技術等に関する技術的な検討についてより中立的立場で審議することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、以下について検討等を行う。

- (1) トンネルの施工に関する事項
- (2) トンネルの構造に関する事項
- (3) その他必要な事項

(委員会の運営)

第4条 委員は、別紙1のとおりとする

- 2 委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の了承を得て決定する。
- 4 委員長は、委員に諮った上で、委員の変更または追加を行うことができる。
- 5 委員長は、必要に応じ、会議へのオブザーバの出席を求めることができる。
- 6 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(中立性)

第5条 委員(以下「委員等」という)は、委員会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならない。

(守秘義務)

第6条 委員等は、審議で知り得た内容について、委員会の許可無く第三者に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第7条 委員等の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(委員会の公開)

第8条 会議および議事については原則非公開とするが、議事要旨および配付資料について

は原則公表するものとし委員会終了後、委員長の確認を得て事務局が公開する。

2 これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所、東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所、中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所に置く。

2 代表事務局は、国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所とする。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

附則 この規約は、令和2年10月19日から施行する。

東京外環トンネル施工等検討委員会 有識者委員会

委員名簿

委員長	小泉 淳	早稲田大学名誉教授
委員	赤木 寛一	早稲田大学理工学術院教授
	砂金 伸治	東京都立大学都市環境学部教授
	大島 洋志	(一社) 日本応用地質学会名誉会員
	日下 敦	(国研) 土木研究所つくば中央研究所道路技術研究グループ上席研究員
	桑野 玲子	東京大学生産技術研究所教授
	小山 幸則	立命館大学総合科学技術研究機構上席研究員
	西村 和夫	東京都立大学理事
	真下 英人	(一社) 日本建設機械施工協会施工技術総合研究所長
	水谷 敏則	(一財) 先端建設技術センター理事

【五十音順・敬称略】